発日東広監第 27 号

令和 8 年 10 月 19 日

日向東臼杵広域連合

連合長　西村　賢　　様

日向東臼杵広域連合監査委員　門脇　功郎

日向東臼杵広域連合監査委員　山本　文男

令和 8 年度日向東臼杵広域連合定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その旨を通知してください。

令　和　８　年　度

日向東臼杵広域連合定期監査報告書

日向東臼杵広域連合監査委員

令和８年度　定期監査報告書

１　監査の対象

主として令和８年度の財務に関する事務の執行について

２　監査実施期間

令和８年８月 27 日から令和８年 10 月 19 日まで

４　監査を実施した監査委員

監査委員　　門脇　功郎

監査委員　　山本　文男

５　監査の方法

令和８年度における財務に関する事務等の執行が、予算や法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として次のとおり実施した。

（１）事前に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿、書類等の試査及び照合等を行った。

（２）事務局長等以下関係職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6　監査の結果

監査の結果、予算執行の事務処理はおおむね適正に処理されていると認められたが、一部において、是正（改善）や検討を要する事項が見受けられた。

具体的な指摘等の内容は、別紙のとおりであるが、これについては必要な措置を講ずることにより適正な事務の執行に努められたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

また、指摘事項以外の軽微な誤り等については別途指導した。

（別紙）

指摘等の内容

【指摘事項】

1　日向東臼杵広域連合と日向市との間で締結している富高運動広場公有財産有償貸付契約に基づく貸付料の支払い方法について、契約書に定める手順と実際の運用に相違が見受けられた。貸付料の支払いに係る必要な情報について契約当事者双方で迅速かつ円滑に共有し、適切な支払い処理が実現できるように、契約内容の見直しを含めて事務改善に努められたい。

2　被服貸与台帳において、貸与期間満了に伴う処理状況が記載されていないものが見受けられたので、日向東臼杵広域連合職員の被服貸与に関する規則第３条の規定に基づき、適正に処理されたい。

【意見要望等】

構成町村の広報紙に掲載された最終処分場に関する記事を広域連合ホームページで閲覧可能にするなど、より幅広い住民に情報を届けられるよう、情報発信の充実が図られている。

今後も、ホームページ、広報紙、住民説明会及び説明会資料等を効果的に活用し、次期広域最終処分場の必要性、整備内容、費用、環境保全対策及び進捗状況について、住民の理解が深まるよう、適時かつ継続的な情報発信に努められたい。